

情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会 放送設備安全信頼性検討作業班 1（第3回） 議事概要

1 日時

平成22年2月15日（火） 15時00分～17時10分

2 場所

総務省 10階 総務省第1会議室

3 議題

- (1) 放送設備安全信頼性検討作業班 1 報告書（案）について
- (2) その他

4 出席者（順不同、敬称略）

- 【構成員】 甲藤主任（早稲田大学）、井上（WOWOW）、岩井（日本電信電話）、鶴飼（衛星放送協会）、大崎（日本放送協会）、加藤（テレビ朝日）、金井（マルチメディア放送）、川島（エフエム東京）、岸本（フジテレビジョン）、久保田（パナソニック）、小堀（東芝）、仙澤（スカパーJ S A T）、高田（仁）（日本民間放送連盟）、高林（TBSテレビ）、樽見（テレビ東京）、常富（日本電気）、服部（放送衛星システム）、林（日本テレビ）、広谷（日立国際電気）、三浦（ニッポン放送）、脇屋（日本コミュニティ放送協会）
- 【事務局】 田中、木村（総務省情報流通行政局放送技術課）、影井（情報流通行政局放送政策課）

5 配付資料

- 資料作 1 3-1 放送システム委員会での主な指摘事項
資料作 1 3-2 放送の安全・信頼性に係る技術的条件の方向性
資料作 1 3-3 放送設備安全信頼性検討作業班 1 報告書（案）
資料作 1 3-4 安全・信頼性に関する措置内容の比較
参考資料 1 情報通信技術分科会の再編（制度関係）について（委員会資料23-1）
参考資料 2 今後の検討スケジュール（案）

6 議事概要

議事次第に沿って、以下の審議を行った。

(1) 放送設備安全信頼性検討作業班 1 報告書（案）について

第23回放送システム委員会で指摘のあった事項について、甲藤主任より資料作 1 3-1に基づいて説明が行われた。続いて放送設備安全信頼性検討作業班 1 報告書（案）について、事務局より資料作 1 3-2、資料作 1 3-3及び資料作 1 3-4に基づき説明が行われた後、以下の質疑応答が行われた。

- 端末回線は、事業用電気通信設備規則においては予備機器の措置から除外されている。今回検討の技術的条件ではどのように整理されるのか。（岩井構成員）
 - 端末回線そのものを対象とした措置は設けていない。なお、放送事業者が利用する中継回線設備の一部に端末回線が含まれる場合も想定されるが、そのような場合においても、「中継回線設備の無線／有線による2ルート化構成」等の具体策を例示している通り、端末回線自体の冗長化を必須としているものではない。従って、事業用電気通信設備規則に加えて、端末回線について新たな措置を求めるものではない。（事務局）

- P15の記述については、放送事業者が主語であることを明記すべき。（岩井構成員）

- 「故障検出」について、ソフトウェアの不具合自体は検出できない。ソフトウェアの不具合の結果発生した設備の故障について検出することを求めているのか。（林構成員）
 - 然り。（事務局）

- 「故障検出」について、設備による自動的な検出と人間の目視等による検出という形で故障検出が分類されており、番組送出設備については前者のみが適用されている。一方、番組送出設備でも24時間運用者が常駐して、エアモニタリングによる監視をしている場合もある。例えば障害発生時にランプ等で運用するものに通知する場合も自動的な検出と見なすべきか。（林構成員）
 - 故障を自動的に通知する機能を具備しているものと見なせると考える。（事務局）
 - 設備の切り替え等の最終的な判断は、人間によるもの。その意味で、番組送出設備についても、設備による自動的な検出と人間の目視等による検出をともに適用すべきではないか。（広谷構成員）
 - 2つの措置を設けた主旨としては、自動的な検出が極めて困難である中継局等においては、委託監視によるエアモニタリングで故障を検知している実情を踏まえ、当該設備の故障等が及ぼす影響範囲等を勘案して、故障検出に関する措置のレベルについて段階を設けたもの。（事務局）
 - 番組送出設備の場合、24時間体制で運用者が常駐しつつ、障害発生時における運用者の判断に資する仕組みとして自動検出機能が備わっていると考えられ、番組送出設備は設備においては、自動的な検出のみを適用することが適当ではないか。（加藤構成員）

- 「機能確認」について、無線系では規定を設けている一方、有線系では規定を設けていない。設備形態の面で、両者には有人設備と無人設備の割合に差があり、無人設備の多い無線系の放送における機能確認の重要性を勘案したものであろうが、措置を合わせるとする観点からは、有線系でも同様の措置を設けるべきではないか。また同様の観点から、「停電対策」としての燃料の確保についても、有線系にも設けるべきではないか。

一方、「放送設備を収容する建築物」の風水害への対策は、有線系では規定を設けている一方、無線系では規定を設けていない。有線ではヘッドエンド設備を収容する建物を限定的に対象としていることから、無線でも対象設備を番組送出設備に限定して規定するべきではないか。（甲藤主任）

→ 作業班2の事務局にご指摘を伝え、作業班2で検討されるよう要請したい。

風水害への対策については、番組送出設備と限定して規定すべきか否か、構成員の皆様からご意見をいただきたい。（事務局）

→ 自社ビルで当該対策をとられている場合もあろうが、既設のビルを借りて運用する事業者の場合、当該ビルが必ずしも対策済とは限らない。対策済のビルを選定して借りることが望ましいとは考えるが、規定として設けられた場合には、事業上の大きな制約となることが懸念される。（金井構成員）

→ それは委託放送事業者に関する懸念か。（事務局）

→ 然り。どのような委託事業者が参入するか不明な現段階では、全ての事業者が風水害へ対策済の建物を利用するかどうかは分からない。（金井構成員）

- 「防火対策」の具体例で「保護継電器、遮断機の設置」とあるが、どのような対策を指しているのか。（三浦構成員）

→ 例えば地絡が発生した場合に、当該電源系統の負荷を切り離すことにより火災につながらないように当該対策を講じることを指している。（大崎構成員）

- 「停電対策」について、燃料の確保に関する措置を設けている意図は何か。（岩井構成員）

→ 故障等の発生時に、現地に駆けつけるまでに必要な燃料は確保されるべきとの主旨。なお、燃料供給の支障を起因とした放送中止事故事例もあり、これを防止するための措置としても有効と考えられる。（事務局）

- 作業班2の報告書（案）及び事業用電気通信設備規則においては、一部設備に対し

て「自家用発電機及び蓄電池の設置」とされ、作業班1の報告書（案）では全ての設備について「自家用発電機又は蓄電池の設置」とされているが、この違いはなぜか。
（岩井構成員）

→ 無線系の放送設備においては、必ずしも両方が設置されているわけではないという実情を踏まえたもの。

○ 放送システム委員会における、措置の内容に関して、放送種別の間で可能な限り共通化すべきとの指摘を踏まえ、「送信空中線に起因する誘導対策」については、ほぼ全ての放送種別で適用されている。これは誘導対策の必要性について確認した上で、対策が必要な設備については措置をすとの主旨。一方、その他の中継局は依然として適用除外とされており、仮に技術的な観点からの線引きが困難ならば、規定の主旨を踏まえると、当該設備も含めた適用がより望ましいのではないか。（事務局）

→ 設備設計段階においては、過去の経験則に基づいた設計しており、これまで問題は発生していない。（広谷構成員）

→ 技術的な観点からの線引きが困難な場合、地上デジタルテレビ放送等の状況は、当該対策をとる必要性が最も高いと考えられる中波に合わせて適用を考慮すべきではないか。（高田構成員）

→ 誘導対策のアンバランスについて、委員会を説得する理由が必要ということならば、中波が全体的に対象となるのであれば、地上デジタルテレビ放送も全部○となるものと思う。ただし、特に何か特別な措置をするわけではないという形となる。（高林構成員）

→ その他の中継局については、装置自体が電磁誘導を防止する機能を備えており、追加的な対策は行っていないものと想定される。（三浦構成員）

→ 特に追加の対策をする必要がない装置についても、装置自体が当該機能を具備している場合には、対策されているものとして扱われるものとする。（事務局）

→ 他の放送種別についても中波と合わせて適用としたい。（甲藤主任）

○ コミュニティ放送については、放送停止の及ぼす影響範囲等の観点から、限られた措置のみが適用されている。一方、当該放送は、地域防災に資するメディアとして重要な位置づけを有している面もあるが、このような重要なメディアであるにもかかわらず、適用される措置が限られている点に関してどのような見解をお持ちか。（事務局）

→ コミュニティ放送における放送事業者の中には、地域防災を主眼とせずに開設されている社もある。また、経営体力や対象世帯数等の面で、社による規模の差が大きく、一様に他の放送種別と同程度の措置を適用することができないものであることを理解いただく必要がある。（脇屋構成員）

- 本日の議論を踏まえ、作業班1報告書（案）を修正したい。修正内容については、主任に一任とさせて頂きたい。委員会報告（案）については、作業班2の検討結果とし、作業班1の報告にあたり使用する概要の資料については、主任と事務局で調整の上作成することといたしたい。（甲藤主任）

（2）その他

今後の予定について、事務局より以下の説明があった。

- ・ 2月21日（月）に開催予定の放送システム委員会において、有線系とまとめた形で委員会報告（案）を審議頂く予定。
- ・ 審議の結果、委員会報告（案）が確定した後、今月下旬にパブリックコメントを実施。
- ・ 4月上旬に放送システム委員会を開催後、4月中旬の情報通信技術分科会において一部答申を頂く予定。

以上